

○消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等について

平成 12 年 4 月 1 日

笠消告示第 18 号

笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和 55 年笠岡地区消防組合条例第 2 号）第 5 2 条の 2 の規定により，消防長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道等は，通信ケーブル等の敷設，改修工事又は維持管理のために，通常人が出入りすることができるもので，次に掲げるものとする。

- 1 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で，その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては，その長さの合計）が 50メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- 3 前 2 号以外で消防長が特に必要と認める洞道等